



CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

29 March 2019

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 32

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 32 となる本号では、EU の外国直接投資の審査に関する新規制、国税庁の Brexit に伴う越境合併の適格合併該当性を認める文書回答事例等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：国税庁、Brexit に伴う越境合併の適格合併該当性を認める

2. 米州

米国：移転価格執行における新たな潮流 — APMA が利益分割法に向けた新たなモデルを公表

3. アジア

タイ：初の個人情報保護法案が立法議会において可決

フィリピン：フィリピン競争委員会によるリニエンシープログラムに関する規則の施行

4. 欧州

EU：外国直接投資の審査に関する新規制の導入

5. 中東

エジプト：会社法改正 — 有限責任会社の業務執行者のエジプト国籍要件の廃止

1. 日本

国税庁、Brexitに伴う越境合併の適格合併該当性を認める

国税庁は、2019年3月7日付で文書回答事例を公表し、英国子会社がオランダ法人と行う合併の取扱いについて適格合併性を認める見解を新たに示した（以下、「本文書回答事例」）。

事案の概要は本文書回答事例において公表されている別紙に記載のとおりであるが、英国及びオランダに100%子会社を有している内国法人であるA社について、当該英国子会社（B社）を消滅会社、オランダ子会社（C社）を存続会社とする越境合併を行った場合において、当該越境合併が法人税法上の合併に相当するものとし、適格合併（法人税法第2条第12号の8）に該当するか、という点が照会の対象になっている。

英国子会社であるB社がどのような事業を行っているかは必ずしも明らかではない。しかし「欧州における販売拠点として傘下に販売子会社を有している」ということからすると、A社の欧州統括会社としての役割を有するエンティティであると思われ、今般のBrexitに伴ってその有する許認可や商流に対して及びうる種々の影響を回避するために越境合併を行うことが予定されているものと推察される。

越境合併の想定プロセス

さて、当該越境合併にあたっては、次のようなスキームでプロセスが進むとされている。

- ① A社がオランダにC社を設立する。
- ② C社を合併法人、B社を被合併法人とする本件合併を行う。
- ③ 本件合併に伴い、B社の株主であるA社に対してはC社株式以外の資産は交付されない。
- ④ 本件合併により、B社の合併直前の資産及び負債の全てをC社が引き継ぐ。
- ⑤ A社は本件合併後においてC社の発行済株式の全てを継続して保有する見込みである。
- ⑥ 本件合併は、EU域内の異なる国に所在する会社間での合併を司る欧州議会及び欧州理事会2005/56EC指令を受けた現地国法令である英国及びオランダの各国内実施法を準拠法として行われる。

越境合併が法人税法上の合併に該当すると考えられる論理

照会者は、法人税法上の合併の解釈について会社法上の合併の意味内容を参照すべきであるとし（いわゆる借用概念）、さらに会社法上の合併とは、①消滅会社の権利義務の全部が存続会社に包括承継されること及び②消滅会社は清算手続を経ることなく自動的に解散して消滅することという要素を具備していることをいうべきであるとしている。そして、越境合併の場合であっても、これら2つの要素を満たす限り法人税法上の合併に該当すべきである、と主張している。

この総論的要件を本件の越境合併にあてはめると、①被合併企業から合併企業へのすべての資産及び負債の自動的譲渡（包括承継）、②被合併企業の清算なしの解散（自動消滅）という法的効果が生じるため、本件の越境合併は法人税法上の合併に該当するとの主張が展開されている。

本文書回答事例の射程

以上のような照会者の主張に対し、大阪国税局審理課から「貴見のとおりで差し支えありません」との回答が出されており、少なくとも当該事例における越境合併については、法人税法上の合併に該当し、かつ適格合併として取り扱われる要件を充足するものとして適格合併該当性が認められたことになる。越境合併に関する合併該当性に関する判断を当局が公表するのはこれが初めてであると思われるが、問題は、本文書回答事例の射程がどの程度まで及びうるのか、という点である。当該事例の射程が上記①・②の要件を満たす限り他の越境合併事例にも及ぶと解されるのであれば、実務上本文書回答事例は極めて重要なものとして位置づけられる。

本文書回答事例には、（他の文書回答事例において通例付されていると同様）「事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。」との留保が付されているものの、公表されている照会文書を検討する限り、特に今回の事例について留意すべき特殊な事実関係が存在しているわけではない。確かに Brexit という特殊な事象に伴う越境合併であることは示されているが、これは単なる背景・経緯として示されているにすぎず、照会の基礎となる法解釈の内容を前提にすると、当該事実関係が当該法解釈に影響を与えようとするものとは読めないように思われる。

これまで、越境合併の合併該当性については様々な議論が交わされてきたところであるが、実務上参照される機会の多い文献と思われる『外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて』（平成 24 年 4 月 9 日、国際的組織再編等課税問題研究会・公益社団法人日本租税研究協会、以下「租研ガイドライン」）においても、合併の要素をその法律構成に照らして次のように抽出した上で「当該要素を基準にして柔軟に判断するのが適当」と述べており、この論理は基本的に本文書回答事例において照会者が述べている論理構成と基本的に相違がない。

- ① T 社の資産及び負債の全部が移転すること。
- ② T 社は資産及び負債の全部の移転後速やかに解散すること。
- ③ A 社株式が T 社株主に交付されること。

（引用者注：「T 社」は消滅会社、「A 社」は存続会社を指す。）

以上からすると、越境合併の合併性については、本文書回答事例のような場合に限らずとも、前掲の法律構成に照らした要件に該当する合併である限り法人税法上の合併に該当すると判断されるべきものと考えられる。本文書回答事例の公表前から、外国法に基づく合併（Merger）については、前掲の合併の要素を有する場合には法人税法上の合併に該当するものと実務的には理解されてきており、米国の異なる州会社法に準拠する米国法人間の越境合併についても法人税法上の合併に該当するものとして取り扱われてきたと考えられる。このことから、異なる EU 加盟国の会社法に準拠する法人間での越境合併について、ただちにこれを法人税法上の合併に該当しないと結論づけることは困難であったと考えられる。本文書回答事例によって、合併の本質的要素を満たしているのであれば、越境合併は法人税法の合併として取り扱われることが確認された意義は大きく、これは EU 加盟国間の越境合併に限定されるべきものでもないと考えられる。なお、米国内の越境合併と EU 内の越境合併の根本的な相違点は、前者は日本の課税関係が合併の前後で大きく変わらないのに対し、後者は例えば日本法人の株式を有する EU 加盟国法人が他の EU 加盟国法人と合併することによって適用される租税条約が変わる、あるいは EU 加盟国法人の株式を有する日本法人のタックスヘイブン税制の適用関係等が合併の前後で変わるということではない。

この点、照会文書別紙3では「なお、上記のように取り扱ったとしても、繰り延べられたB社株式の譲渡損益に対する我が国の課税の機会が失われるという課税上の弊害は生じないものと考えます。」とのなお書きが付されている。「課税上の弊害」が生じるか否かという点は純粋な理論上の観点からは立法過程において考慮されるべき一要素ではあろうが、少なくとも照会者の法解釈を前提にすると、「課税上の弊害」が生じるか否かによって導かれる解釈内容が異なってくるという結論は、それが同族会社等の行為又は計算の否認（法人税法第132条）や組織再編成に係る行為又は計算の否認（同法第132条の2）が適用され得る事案でない限り、取りにくいようにも思われる。言い換えると、上述の租研ガイドラインで採用している各法律構成に基づき体系的に整理された課税取扱いの論理構成と本文書回答事例の文脈との顕著な差異はこの「課税上の弊害」への言及箇所であり、本文書回答事例におけるかかる言及箇所も適格合併性の要件に含まれると解すべきかどうか議論の余地が残されているようにも見受けられる。

もっとも、上記のとおり本文書回答事例が他の越境合併事例における適格合併該当性を認める一つの突破口になりうるとしても、実務上の観点からは別途当局に事前照会を行うというプラクティス自体には今後も大きな変更はないと考えられる。そして、当局が照会内容を審理する過程では、「課税上の弊害」の有無という点は価値判断の上で極めて重要な要素となりうることもまた事実である。その意味で、少なくとも当局に対する同様の文書照会を行う際には、「課税上の弊害」が生じるか否かという点が事実上重要な要素となることが想定される。ただし、国税庁が公表している『「組織再編税制」に関する事前照会について（Q&A）』においても、組織再編成に係る行為又は計算の否認規定の適用の有無は回答しないとされていることもあり、一般的には文書回答手続において法的な課税要件としての「課税上の弊害の有無」を国税局が判断するケースは限定的と考えられる。

上述のように本文書回答事例の射程について議論の余地は残るものの、これまで国境を跨る組織再編成の税務取扱いに係るガイドラインが存在しなかったことから、越境合併の必要性に迫られながらも税務取扱いが不安定であるが故に多くの納税者はその実行を躊躇していたこともまた事実である。本文書回答事例により越境合併につき一応の税務取扱いの法的安定性・予測可能性が得られたという意義は極めて大きいものと考えられる。

[最初のページに戻る](#)

2. 米州

米国

米国の移転価格執行における新たな潮流－APMAが利益分割法に向けた新しいモデルを公表

2019年2月中旬に、米国内国歳入庁（以下、「IRS」）の事前確認と相互協議の担当部局である事前確認・相互協議プログラム（以下、「APMA」）は、複数の納税者に対してその申請の対象となる取引に対して簡易的な残余利益分割法（以下、「RPS法」）による分析を適用して移転価格調整を計算するためのExcelテンプレートである機能コスト診断モデル（以下、「FCDモデル」）の配布を開始した。また、APMAは、特定の条約締結国にもFCDモデルを提供し始めた。そして3月1日に、APMAは、正式にFCDモデルを公表した。本稿では、FCDモデルの背景と概要を説明し、APMAが挙げる事例を分析した上で、FCDモデルが今後納税者にどのような影響を与えるかについての見通しを提示する（本稿の最後には、FCDモデルと関連する資料をダウンロードするためのリンクを載せている。）。

要旨

APMAに事前確認制度（以下、「APA」）や相互協議を申立てている又はIPSの移転価格調査中の納税者は、FCDモデルの概要及び背景、それから生じる問題を検討すべきである。それは、APMAによるFCDモデルの公表は、AMPAがRPS法をより多く適用すべきであると思惑していることを示しているからである。特に、関連者間取引において2当事者以上が「重要な比較することのできない貢献」を行っている場合には特に注意が必要である。

FCDモデルでは、通常は納税者が作成していない詳細なセグメントデータが必要とし、それらを用いて移転価格調整が計算されるが、その一方で、FCDモデルは、あくまで診断ツールとして位置づけであり、信頼できる基準でRPS法を適用するために必要となる可能性がある特定の要素を含んでいない¹。APMAは、納税者に特定のAPAの申出の前提条件としてFCDモデルの作成を要求する可能性があり、これは既存の関連規則と矛盾する可能性がある。さらに、移転価格問題に関してIRS調査がAPMAと協議するという新たな要件を用いて、移転価格調査にFCDモデルを適用し始める可能性がある。

納税者は、例えばIRSのRevenue Procedure（歳入手続）2015-41を含む適用可能な規則としてFCDモデルを作成させるためにAPMAの要求を熟考することが重要である。FCDモデルの検討は、2当事者以上での実際に重要な比較することのできない貢献やその他重要な考慮事項があり、こういった費用が比較可能な費用か、という関連者間取引のリスク負担を含む具体的事実や状況を慎重に検討するのに十分役に立つであろう。

さらに、OECDにおいても、デジタルエコノミーへの課税に対して、米国が主導すると言われるマーケティング無形資産を重視したグローバル残余利益分割法を軸に議論が進むことが予想され、APMAが公表したFCDモデルと似通った潮流となっている。

我が国においては、過去から現在に至るまで多くの日系多国籍企業が利益分割法による多額の移転価格課税を受けた歴史がある。納税者は、米国、そしてOECDにおける利益分割法への取り組みを注視していくことが極めて重要である。

FCDモデルの背景とその影響

2017年、APMAは、限定的又は全く広告宣伝活動を行っていないと考えられる独立した販売会社（比較対象会社）は、重要な広告宣伝を行っているインバウンドの販売子会社に対して、信頼できる比較可能性がないことを公表した。その後、APMAの見解は、2017年に改訂されたOECDガイドラインにおける関連者間取引の「正確な描写」によれば、インバウンドの販売会社が例えば関連当事者が所有しているブランドに関して特定のDEMPE（開発・改良・維持・保護・使用）機能を果している、と結論付けられるという立場に移行した。この結論に基づいて、APMAは、片側検証の移転価格算定方法（CPMやTNMM、CUT）はRPS法等の他の方法よりも信頼性が低いと指摘している。

APMAに影響を与えた可能性のある一つの要因として、米国多国籍企業のアウトバウンド案件において、条約相手国の管轄において無形資産関連の構築機能を国外関連者が果たしていることを理由として、条約相手国が利益分割法の適用を支持し、協議等の場においてその主張が功を奏しているという経験があげられる。条約相手国は、米国のアウトバウンド事例について利益分割法を主張する一方で、APMAがインバウンドの販売子会社向けにRPS法を選択することで、米国のインバウンド向けにCPM/TNMMを適用することで生じる税収の流出を回避できる可能性がある。

¹ 例えば、両当事者の開発費は、同一の償還率と寄与度である。

FCDモデルに添付されているAPMAのメモランダムでは、APMAが検証対象取引に対するそれぞれの貢献を、片側の納税者の機能、リスク並びに資産に対するリターンをCPM/TNMMを用いて比較することよりも、それらを相互に比較する方が（例えばRPS法を通じて）信頼性が高いと考えられる場合にはFCDモデルが要求されると説明している。経験則に基づく、APMAは、信頼性の高いベンチマーク分析で比較することができないと考えているインバウンド取引を行う納税者（例：重要な広告宣伝又は価値の高いマーケティング活動を行っているインバウンドの販売子会社）にFCDモデルを要求する可能性が最も高いと考えられる。

一般にFCDモデルを作成することは納税者にとって負担である。以下に述べる通り、FCDモデルには、合算利益や機能別の関連当事者の切出し財務データを含む、通常では収集・作成する必要のないような広範囲で詳細なデータが必要となる。APMAのメモランダムでは、関連する機能別の切出し費用といったFCDモデルの特定項目に関し、OECD移転価格ガイドラインを専ら参照して説明している。

APMAは、特定の納税者についてはFCDモデルを作成しない限り、APA申出に応じないことを明らかにしている。メモランダムには、APMAのFCDモデルの要求は、RPS法が最も適切な方法であるとAPMAが既に結論付けていることを示すものでないと記載されている。しかしながら、移転価格調整の計算を含むFCDモデルの提供は、特に双方の関連当事者にベンチマーク分析では比較することができない費用が存在することをFCDモデルで認識した場合、移転価格問題を交渉する納税者、APMA、条約相手国の権限ある当局との間で極めて厳しい議論が生じることがほぼ避けられないのではないかと想定される。ある状況では、移転価格調整が生じる簡易的なRPS法の計算は、IRSにとってそれを無視することを困難なものとする状況を作り出し、可能性は否定できないものと思われ、この場合にはRPS法が最も適切な移転価格算定方法であるかどうかにかかわらず、RPS法に傾斜して協議等の交渉がなされてしまうことになるのではないかと想定される。このため、納税者は、IRSの歳入手続2015-41等の適用され得る規則に照らして要件を法的に検討することが重要である。

FCDモデルと関連する資料は、[こちらの](#)弊社HPリンクより入手することが可能である。

[最初のページに戻る](#)

3. アジア

タイ

初の個人情報保護法案が立法議会において可決

概要

2019年2月28日、タイ国家立法議会（NLA）において個人情報保護法案が可決された。同法案は、国王が署名した後、官報に公布することによって法律となる。

個人情報保護法の成立により、タイにおける個人情報保護は新しい局面を迎える。従来からプライバシー権はタイ憲法により保障されていたものの、個人情報保護に関する規制は、電気通信やヘルスケア、銀行、信用情報等といった特定の産業分野においてのみ存在した。一般的かつ包括的な個人情報保護の規制は、個人情報保護法が初めてとなる。

個人情報保護に関する規制は、2015年1月に内閣が承認したデジタル経済活性化に向けた法案の一部にも含まれていた。その後数々の変更及び修正、パ

ブリックヒアリングを経て、現法案が制定された。個人情報保護法は、2018年5月に制定されたEU一般データ保護規則（GDPR）にも大きく影響を受けており、GDPRを参考にした箇所も存する。

規制内容

個人情報保護法の主な内容は、域外適用、データ主体への通知・同意要件、情報の収集・使用・開示規制、センシティブデータに関する同意要件、記録の保管義務、セキュリティー対策、情報漏洩に際しての告知義務、データ保護オフィサー（DPO）の選任、国外移転要件等が挙げられる。違反に対する罰則として一部刑事罰も含む内容となっている。

個人情報保護法は、タイ独自の規制を含んでおり、GDPRの規制と完全に一致しているわけではない。したがって、GDPRに遵守していることが、個人情報保護法の遵守に直接結びつく関係にはない。企業は今後GDPRのみならず個人情報保護法の遵守にも細心の注意を払うことが求められる。

個人情報保護法の成立は、タイ国外の企業にも影響を与える。外国企業として特に注意すべきは、域外適用、国外移転要件、タイ国内代理人の任命等が挙げられる。

今後の対応

個人情報保護法が施行されると移行期間経過後には原則として国内外を問わず適用されるため、日本企業を含む各企業は、タイにおける個人情報保護法への対応に向けた準備が求められる。

企業は、個人情報（顧客情報、仕入先情報、従業員に関する情報、給与明細等）の整理及び管理を開始し、個人情報保護法に基づき求められる必要書類・体制整備の準備を開始することが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

フィリピン

フィリピン競争委員会によるリニエンシープログラムに関する規則の施行

2019年1月から新規則施行

2018年12月27日、フィリピン競争委員会（PCC）は、リニエンシープログラムに関する規則（以下、「新規則」）を公布した。2015年7月に制定されたフィリピン競争法では、PCCがリニエンシー制度を定めるとされており、今回のPCCによる新規則の制定により、リニエンシー制度が完全に実施されることとなる。

新規則は、現在又は過去にカルテルに参加した企業及び個人に対して、カルテルに関する自主的な情報提供と引き換えに、法的責任の免除又は行政上の課徴金の減額を行うものである。PCCは、新規則によってカルテルに関する調査及び起訴が促進されることを期待している。新規則は、2019年1月18日から施行されている。

企業にとっては、リニエンシープログラムの条件を遵守することで、現在又は過去に参加したカルテルに関する責任を回避又は軽減する機会が与えられることになる。新規則により、企業としては、他のカルテル参加者がリニエンシー申請を行う可能性を考慮することが、カルテル参加への大きな阻害要因となる。また、第一順位の申請者のみにリニエンシープログラムに基づく法的責任の免除又は課徴金の減額が適用されるため、企業としては速やかにリニエンシー申請を行うことが求められる。

適用対象

カルテルへの現在又は過去の参加者は、カルテルに関する自主的な情報提供を行い、リニエンシー申請を行うことができる。企業に対してリニエンシープログラムが適用される場合には、PCCの調査に協力した当該企業の役員、取締役、受託者、組合員、従業員及び代理人もリニエンシーの適用を受けることができる。企業は、他の企業と共同でリニエンシー申請を行うことはできない。

現在又は過去の取締役、役員、受託者、組合員、従業員又は代理人（以下、「個人関係者」）は、雇用主である企業とは独立して別途リニエンシー申請を行うことができる。

責任の減免

リニエンシープログラムによる責任の減免は、法的責任の免除又は行政上の課徴金の減額である。

1. 法的責任の免除

免除の対象となる法的責任は、フィリピン競争法に基づく刑事上及び行政上の責任、並びに PCC 又は第三者によって提起される民事訴訟上の責任である。

企業が PCC による事実調査又は予備調査の前にカルテルを PCC に報告した場合、以下の条件を満たせば、免除を受ける権利が与えられる。

- ① PCC が、他の情報源からカルテルに関する情報を受け取っていないこと。
- ② 違法行為が発見された後、当該企業が迅速かつ効果的に違法行為への参加を中止したこと。
- ③ 当該企業からの報告内容が真実かつ完全なものであること。
- ④ 当該企業が PCC の調査及び PCC による民事訴訟に全面的に協力すること。
- ⑤ 当該企業が他者に対してカルテルへの参加を強要しておらず、カルテルの首謀者やリーダーではないこと。

PCC による事実調査又は予備調査の開始後に報告がなされた場合であっても、企業が、上記①～⑤に該当し、かつ、以下の条件を充足している場合には、PCC はその裁量によって当該企業に免除を付与することができる。

- ⑥ PCC が、当該企業の違法行為についての証拠を有していないこと。
- ⑦ 当該企業の法的責任を免除することが、他のカルテル参加者にとって不公平でないこと。

PCC は、各違法行為ごとに、1つの企業及び PCC の調査に進んで協力した当該企業の個人関係者のみに対して免除を付与する。

2. 行政上の課徴金の減額

PCC への報告を行った企業が、上記の法的責任の免除の対象とならない場合であっても、以下の条件を満たせば、行政上の課徴金が減額される。

- ① リニエンシー申請を行った最初の企業であること。
- ② 違法行為が発見された後、当該企業が迅速かつ効果的に違法行為への参加を中止したこと。
- ③ 当該企業からの報告が真実かつ完全なものであること。
- ④ 当該企業が PCC の調査及び PCC による民事訴訟に全面的に協力すること。

- ⑤ 報告時において PCC が当該企業の違法行為についての証拠を有していないこと。
- ⑥ 当該企業に対する課徴金を減額することが、他のカルテル参加者にとって不公平でないこと。

上記の法的責任の免除と同様に、PCC は、各違法行為ごとに、1 つの企業及び PCC の調査に進んで協力した個人関係者のみに対して課徴金の減額を行う。

マーカ制度及び条件付きリニエンシー

リニエンシー申請を行おうとする企業は、申請順位を確保するためのマーカ申請を行うことができる。マーカが付与された場合、企業は定められた期間（原則当初 30 日）内に反競争的合意についての情報及び証拠を提出しなければならない。企業がその義務を怠った場合は、次順位の申請者にリニエンシーが適用され得ることになる。

条件付きのリニエンシーは、報告を行った企業からの情報又は証拠が、PCC の調査又は裁定の対象となるカルテルを特定するのに十分なものである場合、又は調査に大きく貢献する場合に認められる。条件付きのリニエンシーは、関連する全ての事件が最終的に解決されるまで、当該企業が PCC の調査に完全かつ真摯に協力しない場合は、取り消される可能性がある。

役員等の個人責任

企業がマーカを付与された場合、企業による報告時において PCC の調査に進んで協力した個人関係者についても同順位のマーカが付与され、条件付きリニエンシーが認められ得る。

企業がリニエンシー申請を放棄、撤回し、又は申請が却下された場合は、PCC の調査に進んで協力した個人関係者が、当該企業の申請順位を承継し、当該企業とは独立して別途リニエンシーを申請したとみなされる。企業によるリニエンシー申請の撤回又は却下によって、個人関係者の申請が自動的に撤回又は却下されることはない。

雇用主である企業がリニエンシー申請を行わない場合でも、個人関係者は当該企業とは独立して別途申請を行うことができる。

秘密保持

PCC は、カルテル事案に関する訴追等においてリニエンシー申請を行った企業の証言又は陳述を使用する必要がある場合を除き、申請を行った企業名を公表することはない。

新規則への対応

新規則は、違法カルテルを積極的に摘発するという PCC の意図を示している。新規則の下では、第一順位の申請者のみがリニエンシー申請による恩恵を受けられることや、違法カルテルに参加した場合には刑事上及び行政上の重大な制裁が科されうることからすれば、今後は、多くの企業及び個人関係者がカルテルに関する情報を積極的に PCC に提供すると予想される。

違法カルテルに巻き込まれる可能性のある企業としては、カルテルの摘発による潜在的なリスクを最小化するため、新規則の内容に精通し、リニエンシー申請による恩恵を受けるための条件及び手続きについて熟知しておく必要がある。企業は、潜在的なリスク領域を特定し、リニエンシー申請の資格の有無を判断するために、早急に競争法に関するコンプライアンスプログラムを策定し又は見直すべきである。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

EU

外国直接投資の審査に関する新規制の導入

2019年2月14日、欧州議会（European Parliament）は「欧州連合への外国直接投資の審査に関する枠組み」の規制案を決議した。本規制は3月5日に欧州理事会（European Council）によって承認され、官報掲載日である3月21日の20日後に本規制が発効し、その18か月後に完全適用される見込みである。これはEUが初めて設ける域内への外国直接投資に対する規制であり、今後のEUへの投資に対する影響も大きく重要性が高いと思われるため、内容を概観する。

本規制適用後の審査手続

本規制は必ずしもEU各加盟国において統一的な審査手続を設けることやEU全体にわたる横断的な審査手続を創出することを要求するものではない。各加盟国は引き続き外国直接投資に対する規制の責任主体であり続け、外国直接投資に対する審査制度を設けるか、個別の外国直接投資事案に対して審査を行うかどうかは各加盟国の判断に委ねられる。

審査の基準

本規制の下では域内への外国直接投資に対する審査について「安全保障又は公共の秩序」への影響という基準を定めている。そして、加盟国がある外国直接投資について安全保障又は公共の秩序に影響を与えるかどうかの決定を行う際の考慮要素として、①重要なインフラ（エネルギー、運輸、水、健康、通信、メディア、データ処理・保存、航空宇宙、国防、電気・金融等の重要なインフラ、機微施設やインフラの使用のため重要な不動産への投資）、②重要な技術（人工知能、ロボット工学、半導体、サイバーセキュリティ、量子工学、航空宇宙、国防、エネルギー貯蔵、原子力技術、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー技術等）や軍民両用物品、③エネルギー、原材料等の重要資源の供給や食糧安全保障、④個人情報等の機微情報へのアクセスやかかる情報をコントロールする能力、⑤メディアの自由・複数性、等が挙げられている。本規制中に記載されたこれらの考慮要素は例示列举で、考慮要素がこれらのみに限定されるものではない。

また、加盟国は、投資者が外国政府（国家機関・軍隊を含む）により直接又は間接に（例えば所有構造や多額の出資を通じて）支配を受けているかといった点も考慮することが可能となっている。

欧州委員会及び加盟国間の協力体制

本規制によって、加盟国は、欧州委員会（European Commission）及び他の加盟国に対して、進行中の外国直接投資審査に関する情報を通知することを要求される。この通知には、安全保障又は公共の秩序に影響を受けるとみなされる他の加盟国を記載することも可能である。

欧州委員会は、ある外国直接投資が2以上の加盟国の安全保障又は公共の秩序に影響し得る、又は当該投資に関する追加情報を有していると考えられる場合には、審査を行っている加盟国に対して意見を発出することができる（同様に、自国の安全保障又は公共の秩序に影響し得る、又は当該投資に関する追加情報を有していると考えられる他の加盟国は、審査を行っている加盟国に対してコメントを提供することができる）。3分の1以上の加盟国が自国の安全保障又は公共の秩序に影響し得ると考える場合、欧州委員会は意見の発出を行わなければならない。

年次報告義務

加盟国は、欧州委員会に対して、当該加盟国にて発生した外国直接投資やその審査に関する情報を提供する義務を負う。

まとめ

EUに投資を行う日系企業への影響として、上記のとおり最終的な判断権限は外国直接投資の審査を行う当事国に残るとしても、各国は欧州委員会の意見や他の加盟国のコメントに十分な配慮をすることが求められるため、当事国はそれら意見やコメントが出揃うまで（本規制中には欧州委員会による意見発出、他の加盟国によるコメント提供の期限に関する定めが置かれている）、最終的な決定を留保する可能性が高く、審査手続期間が従来より長期化することが予想される。また、欧州委員会の意見発出や他の加盟国によるコメントの権限は、現状外国直接投資の審査がない国（例えば、オランダやルクセンブルグ）での取引においても適用される。そのような汎EU的な仕組みを受け、それらの国でも今後外国直接投資規制を導入する機運が高まる可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

5. 中東

エジプト

会社法改正 — 有限責任会社の業務執行者のエジプト国籍要件の廃止

2018年12月30日付の2018年投資・国際協力省令第256号（以下「省令」）により、会社法（1981年法第159号）の施行規則が改正された。省令は、会社法施行規則第203条第1項及び第281条第1項を改正している。会社法施行規則第281条は、有限責任会社の業務執行者の少なくとも1人はエジプト人でなければならないと規定していたが、省令は当該要件を廃止した。省令は2018年12月31日から施行されている。

2018年12月31日から有限責任会社はエジプト人の業務執行者を置くことは要求されず、全ての業務執行者が外国人でもよいということになる。しかしながら、有限責任会社が特定の活動（輸入、商事代理、商事仲介等）を行う場合には、当該活動に適用される法律及び規則を遵守するため、依然としてエジプト人を業務執行者に置く必要がある。

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

[最初のページに戻る](#)

ベーカー&マッケンジー法律事務所
（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2019 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。